

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。  
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「学校」の下に「大学、」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

居室の天井の高さの制限を、大学について緩和する必要があるからである。